



第X章

子ども・子育て支援事業計画

1 提供区域の設定

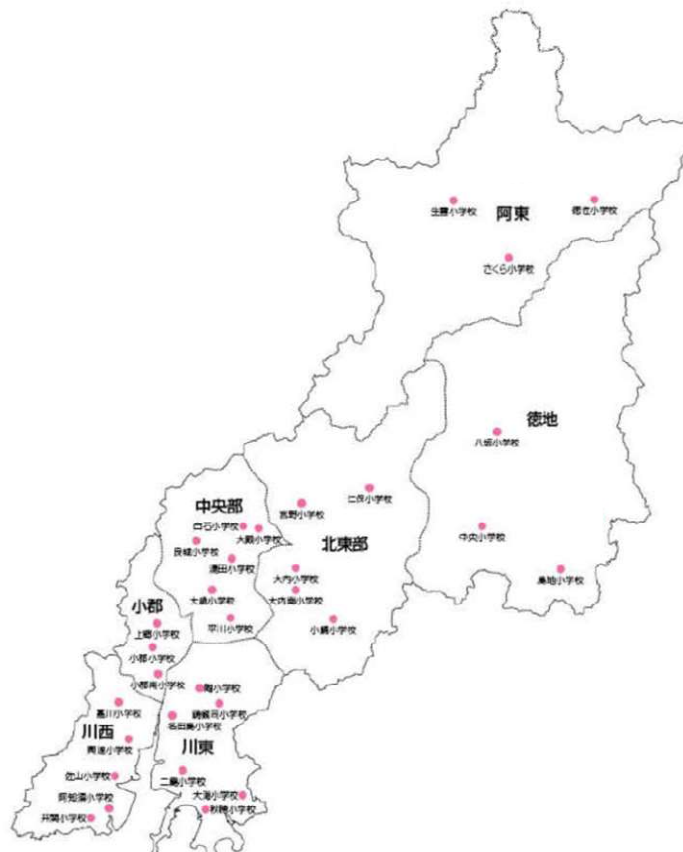
国の基本指針では、市町村は教育・保育を提供する単位として、地理的条件や社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、教育・保育提供区域を設定することとされています。

本計画では、事業の継続性、整合性を図るため、第二期計画までと同様の以下の提供区域を設定します。

(1) 教育・保育

以下の7区域とします。

区 域	地 域
① 阿東	阿東
② 徳地	徳地
③ 北東部	仁保、小鯖、大内、宮野
④ 中央部	大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大歳
⑤ 小郡	小郡
⑥ 川東	陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂
⑦ 川西	嘉川、佐山、阿知須



(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

「(1)教育・保育」と同様の7区域とします。

(3) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

小学校区を単位とした区域とします。

(4) 地域子育て支援拠点事業

「(1)教育・保育」と同様の7区域とします。

(5) - 1 一時預かり事業（幼稚園在園児対象）

在園児対象であることから、市全域を1区域とします。

(5) - 2 一時預かり事業（(5) - 1を除く）、子育て援助活動支援事業（就学前）

「(1)教育・保育」と同様の7区域とします。

(6) 子育て短期支援事業

市全域を1区域とします。

(7) 病児保育事業

以下の2区域とします。

区 域	地 域
① 北部	阿東、徳地、仁保、小鯖、大内、宮野、大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大歳
② 南部	小郡、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、嘉川、佐山、阿知須

(8) 子育て援助活動支援事業（就学後）

市全域を1区域とします。

(9) 利用者支援事業

市全域を1区域とします。

(10) 妊婦健康診査

市全域を1区域とします。

(11) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

市全域を1区域とします。

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

「(1)教育・保育」と同様の7区域とします。

(14) 子育て世帯訪問事業

市全域を1区域とします。

(15) 児童健全育成支援拠点事業

以下の2区域とします。

区 域	地 域
① 北部	阿東、徳地、仁保、小鯖、大内、宮野、大殿、白石、湯田、吉敷、平川、大歳
② 南部	小郡、陶、鑄銭司、名田島、秋穂二島、秋穂、嘉川、佐山、阿知須

(16) 親子関係形成支援事業

市全域を1区域とします。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

市全域を1区域とします。

(18) 産後ケア事業

市全域を1区域とします。

2 教育・保育施設、地域型保育事業の量の見込みと確保方策の内容

●現状

[参考] 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在) (単位:人)

施設・区分		0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	11園	—	—	651	651
②保育園(認可・へき地等)	49園	176	1,311	2,158	3,645
③認定こども園(幼、保)	8園	22	227	1,304	1,553
④認可外保育施設	22施設	13	168	74	255
計		211	1,706	4,187	6,104

※幼稚園、保育園、認定こども園には、市外利用の116人を含む。

※保育園待機児童の状況(各年4月1日現在)…R4(4人) / R5(0人) / R6(2人)

●施設型給付等の支援を受けるこどもの認定区分

「幼稚園」「保育園」「認定こども園」「地域型保育事業」の教育・保育を利用するこどもについては、以下の3つの認定区分が設けられ、この区分に基づいて施設型給付等(施設・事業者が代理受領)が行われます。

3つの認定区分(小学校就学前の子ども)	利用できる施設・事業
1号認定子ども(教育標準時間認定) 満3歳以上で、教育を希望する子ども	幼稚園
	認定こども園
2号認定子ども(満3歳以上保育認定) 満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育又は幼稚園+預かり保育を希望する子ども	幼稚園+預かり保育
	保育園
	認定こども園
3号認定子ども(満3歳未満保育認定) 満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、 保育を希望する子ども	保育園
	認定こども園
	地域型保育事業(小規模保育等)

※「1号認定子ども」「2号認定子ども」及び「3号認定子ども」とは、子ども・子育て支援法第19条第1項に規定する、子どものための教育・保育給付に係る区分をいう(以下この計画において同じ。)

【量の見込みの考え方】

◆推計値(1号・2号・3号認定子どもの量の見込み)として、5,500人～5,800人程度を見込んでいます。

◆1号認定子どもの量は、今後も減少していくものと見込んでいますが、2号・3号認定子どもの量については、今後もしばらくは増加していくものと見込んでいます。

※量の見込みは、利用希望意向のアンケート調査による推計値を踏まえた潜在ニーズを含む数値となっています。

【山口市全域】

(各年4月1日現在／単位：人)

認定の区分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み		937	850	794	759	720
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)		328	305	284	273	264
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	1,545	1,552	1,558	1,560	1,562
		確認を受けない幼稚園	574	585	597	604	609
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	328	305	284	273	264
	提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		2,767	2,720	2,680	2,679	2,661
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	2,923	2,922	2,922	2,922	2,922
	提供量の不足		49	10	4	8	5
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		1,798	1,821	1,900	1,897	1,906
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	1,949	1,949	1,950	1,950	1,950
		地域型保育事業	156	156	156	156	156
	提供量の不足		6	0	7	5	9
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)		5,830	5,696	5,658	5,608	5,551
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	6,417	6,423	6,430	6,432	6,434
		確認を受けない幼稚園	574	585	597	604	609
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	328	305	284	273	264
		地域型保育事業	156	156	156	156	156
	提供量の不足		55	10	11	13	14
参考 数値	定員の弾力化等による受入数		55	10	11	13	14
	実質的な提供量の不足		0	0	0	0	0

※「提供量の不足」については、各区域の認定区分ごとに発生している「提供量の不足」を合計しているため、表内各欄における差引とは一致していません。

【確保方策の考え方】

- ◆ 1号認定子どもの量の見込みは今後も大幅に減少していくものの、2号認定子どもの量の見込みはゆるやかに減少していく傾向にあります。また、3号認定子どもの量の見込みは今後も増加していく傾向にあることから、0～2歳児を対象とした保育提供体制の確保を中心に進めていきますが、3～5歳児についても保育提供体制が充足するよう、体制確保を進めていきます。
- ◆ 令和6年度当初は、3号認定子どもにおいて待機児童が2人発生しているため、引き続き保育士の確保に努めるとともに、定員の弾力化等による受入や認定こども園への移行等により保育提供体制の確保を図ることで、待機児童を解消します。
- ◆ 令和7年度以降は原則として定員拡大を伴う保育園等の施設整備は行わない予定ですが、安全な保育環境を確保するため、施設の経年劣化等に対する機能維持を目的とした施設整備(修繕等)は、引き続き実施します。

【1 阿東区域】

(各年4月1日現在／単位：人)

認定の区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	2	2	2	2	2
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	0	0	0	0	0
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)		20	20	20
		確認を受けない幼稚園		0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		14	11	11	12
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)		34	34	34
		提供量の不足		0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		5	6	6	5
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)		26	26	26
		地域型保育事業		0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)		21	19	19	18
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)		80	80	80
		確認を受けない幼稚園		0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)		0	0	0
		地域型保育事業		0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0
参考 数値	定員の弾力化等による受入数		0	0	0	0
	実質的な提供量の不足		0	0	0	0

※阿東区域のへき地保育園については、幼稚園機能(満3歳以上に適用)と保育園機能を有する施設

[参考] 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在)

(単位：人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	—	—	—	—
②保育園(認可・へき地等)	0	6	19	25
③認定こども園(幼、保)	—	—	—	—
④認可外保育施設	—	—	—	—
計	0	6	19	25

【確保方策の考え方】

◆提供体制は充足しています。

【2 徳地域域】

(各年4月1日現在／単位：人)

	認定の区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み		0	0	0	0	0
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)		0	0	0	0	0
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	0	0	0	0	0
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		28	22	21	19	22
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	41	41	41	41	41
	提供量の不足		0	0	0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		12	18	19	17	14
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	19	19	19	19	19
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0	0
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)		40	40	40	36	36
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	60	60	60	60	60
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	0	0	0	0	0
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0	0
参考 数値	定員の弾力化等による受入数		0	0	0	0	0
	実質的な提供量の不足		0	0	0	0	0

[参考] 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在)

(単位：人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	—	—	—	—
②保育園(認可・へき地等)	2	15	26	43
③認定こども園(幼、保)	—	—	—	—
④認可外保育施設	—	—	—	—
計	2	15	26	43

【確保方策の考え方】

◆提供体制は充足しています。

【3 北東部区域】

(各年4月1日現在／単位：人)

認定の区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	83	75	70	66	63
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	5	5	5	5	5
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)				
		確認を受けない幼稚園				
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)				
	提供量の不足					0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)					607
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)				
		提供量の不足				
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)					376
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)				
		地域型保育事業				
	提供量の不足					0
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)					1,071
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)				
		確認を受けない幼稚園				
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)				
		地域型保育事業				
	提供量の不足					0
参考 数値	定員の弾力化等による受入数					0
	実質的な提供量の不足					0

[参考] 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在)

(単位：人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	—	—	45	45
②保育園(認可・へき地等)	38	316	560	914
③認定こども園(幼、保)	3	14	91	108
④認可外保育施設	3	13	34	50
計	44	343	730	1,117

【確保方策の考え方】

- ◆提供体制は充足しています。
- ◆1号認定子どもは減少傾向が見受けられるため、公立幼稚園における1号認定子どもの定員縮小を検討します。

【4 中央部区域】

(各年4月1日現在／単位：人)

認定の区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	570	512	482	460	441
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	169	153	142	135	133
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	764	770	772	774
		確認を受けない幼稚園	350	360	369	374
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	169	153	142	135
	提供量の不足		0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		1,266	1,227	1,217	1,211
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	1,217	1,217	1,217	1,217
	提供量の不足		49	10	0	5
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		868	895	933	945
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	885	885	885	885
		地域型保育事業	118	118	118	118
	提供量の不足		0	0	0	0
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)		2,873	2,787	2,774	2,739
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	2,866	2,872	2,874	2,876
		確認を受けない幼稚園	350	360	369	374
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	169	153	142	135
		地域型保育事業	118	118	118	118
	提供量の不足		49	10	0	5
参考 数値	定員の弾力化等による受入数		49	10	0	5
	実質的な提供量の不足		0	0	0	0

※各認定区分において、確保方策総数＞量の見込み(必要利用定員総数)となった場合、提供量の不足は「0」と表示しています。このため、合計欄内における「提供量の不足」の合計値は、「確保方策 — 量の見込み(必要利用定員総数)」の差引数値とは一致しません。

[参考] 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在)

(単位：人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	—	—	386	386
②保育園(認可・へき地等)	87	595	881	1,563
③認定こども園(幼、保)	11	140	774	925
④認可外保育施設	2	62	29	93
計	100	797	2,070	2,967

【確保方策の考え方】

- ◆1号認定子どもは減少傾向が見受けられるため、公立幼稚園における1号認定子どもの定員縮小を検討します。
- ◆量の見込みに対して、2号認定子どもの提供体制が不足しています。また、3号認定子どもは増加傾向が見受けられることから、保育園定員の弾力化による受入や、認定こども園における幼稚園部・保育園部の定員の見直し等によりニーズに対応していきます。

【5 小郡区域】

(各年4月1日現在／単位：人)

認定の区分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み		183	172	158	149	135
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)		108	104	97	93	86
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	172	174	177	179	182
		確認を受けない幼稚園	210	212	216	218	222
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	108	104	97	93	86
	提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		384	388	372	364	342
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	416	416	416	416	416
	提供量の不足		0	0	0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		248	235	250	255	257
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	302	302	302	302	302
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0	0
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)		923	899	877	861	820
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	890	892	895	897	900
		確認を受けない幼稚園	210	212	216	218	222
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	108	104	97	93	86
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0	0
参考 数値	定員の弾力化等による受入数		0	0	0	0	0
	実質的な提供量の不足		0	0	0	0	0

[参考] 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在)

(単位：人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	—	—	162	162
②保育園(認可・へき地等)	30	183	328	541
③認定こども園(幼、保)	1	28	213	242
④認可外保育施設	3	63	2	68
計	34	274	705	1,013

【確保方策の考え方】

- ◆ 3号認定子どもにおいて、令和6年度当初は待機児童が2人発生し、今後も高い保育需要が見込まれることから、保育園定員の弾力化による受入や、認定こども園における幼稚園部・保育園部の定員の見直し等によりニーズに対応していきます。

【6 川東区域】

(各年4月1日現在／単位：人)

認定の区分			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み		22	20	17	18	18
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)		19	18	16	17	18
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	71	72	74	73	72
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	19	18	16	17	18
	提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		99	95	84	96	99
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	140	140	140	140	140
	提供量の不足		0	0	0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		60	64	75	66	62
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	70	70	70	70	70
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	5	0	0
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)		200	197	192	197	197
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	281	282	284	283	282
		確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	19	18	16	17	18
		地域型保育事業	0	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	5	0	0
参考 数値	定員の弾力化等による受入数		0	0	5	0	0
	実質的な提供量の不足		0	0	0	0	0

※各認定区分において、確保方策総数＞量の見込み(必要利用定員総数)となった場合、提供量の不足は「0」と表示しています。このため、合計欄内における「提供量の不足」の合計値は、「確保方策 — 量の見込み(必要利用定員総数)」の差引数値とは一致しません。

[参考] 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在)

(単位：人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	—	—	30	30
②保育園(認可・へき地等)	4	47	99	150
③認定こども園(幼、保)	—	5	37	42
④認可外保育施設	1	2	3	6
計	5	54	169	228

【確保方策の考え方】

- ◆量の見込みに対して、3号認定子どもの提供体制が不足する年度もあることから、保育園定員の弾力化による受入や、認定こども園における幼稚園部・保育園部の定員の見直し等によりニーズに対応していきます。

【7 川西区域】

(各年4月1日現在／単位：人)

認定の区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	47	42	40	40	38
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	5	5	5	5	5
	確保 方策					
	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	70	70	70	70	70
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	5	5	5	5	5
提供量の不足		0	0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	333	342	354	358	346
	確保 方策					
	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	350	350	350	350	350
提供量の不足		0	0	4	8	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)	205	198	201	204	208
	確保 方策					
	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	180	180	180	180	180
	地域型保育事業	19	19	19	19	19
提供量の不足		6	0	2	5	9
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)	590	587	600	607	597
	確保 方策					
	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	600	600	600	600	600
	確認を受けない幼稚園	0	0	0	0	0
	幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	5	5	5	5	5
	地域型保育事業	19	19	19	19	19
提供量の不足		6	0	6	13	9
参考 数値	定員の弾力化等による受入数	6	0	6	13	9
	実質的な提供量の不足	0	0	0	0	0

※各認定区分において、確保方策総数＞量の見込み(必要利用定員総数)となった場合、提供量の不足は「0」と表示しています。このため、合計欄内における「提供量の不足」の合計値は、「確保方策 — 量の見込み(必要利用定員総数)」の差引数値とは一致しません。

[参考] 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在)

(単位：人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	—	—	—	—
②保育園(認可・へき地等)	12	137	223	372
③認定こども園(幼、保)	5	33	147	185
④認可外保育施設	4	28	6	38
計	21	198	376	595

【確保方策の考え方】

- ◆量の見込みに対して、2号認定・3号認定子どもの提供体制が不足しています。保育園定員の弾力化による受入や、認定こども園における幼稚園部・保育園部の定員の見直し等によりニーズに対応していきます。

【8 市外】

(各年4月1日現在／単位：人)

認定の区分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
1号と2号認定	1号認定子どもの量の見込み	30	27	25	24	23
	2号認定子どもの量の見込み (幼児期の学校教育の利用希望が強い)	22	20	19	18	17
	確保 方策	幼稚園、認定こども園 (教育・保育施設)	16	14	13	12
		確認を受けない幼稚園	14	13	12	11
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	22	20	19	18
	提供量の不足		0	0	0	0
2号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		36	35	35	35
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	36	35	35	35
	提供量の不足		0	0	0	0
3号認定	量の見込み(必要利用定員総数)		24	24	25	25
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	24	24	25	25
		地域型保育事業	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0
合 計	量の見込み(必要利用定員総数)		112	106	104	102
	確保 方策	保育園、認定こども園 (教育・保育施設)	76	73	73	72
		確認を受けない幼稚園	14	13	12	11
		幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	22	20	19	17
		地域型保育事業	0	0	0	0
	提供量の不足		0	0	0	0

[参考] 令和6年度受入実績(②③保④は4月1日現在、①③幼は5月1日現在)

(単位：人)

施設・区分	0歳	1・2歳	3～5歳	計
①幼稚園	—	—	28	28
②保育園(認可・へき地等)	3	12	22	37
③認定こども園(幼、保)	2	7	42	51
④認可外保育施設	—	—	—	—
計	5	19	92	116

※認可外保育施設の市外利用については未把握

【確保方策の考え方】

◆利便性等による市外利用の状況を踏まえ、必要量の確保を図ります。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	私立保育園整備費助成事業	安全な保育環境を確保するため、施設の経年劣化等に対する機能維持・強化を目的とした施設整備（修繕等）を行う事業者に対して、その費用を補助します。
2	認定こども園整備費助成事業	
3	地域型保育整備費助成事業	
4	市立保育園管理運営業務	安全な保育環境を確保するため、施設の経年劣化等に対する機能維持・強化を目的とした施設整備（修繕等）を実施します。
5	へき地保育所管理運営業務	
6	市立認定こども園管理運営業務	
7	市立幼稚園管理運営業務	
8	児童福祉施設整備費償還金助成事業	認可保育施設等による施設整備のための借入金について、元金及び利息の一部を助成します。
9	保育士等人材確保事業	就職希望者と保育施設の双方にアプローチする取組を実施し、市内保育施設全体の人材不足の解消と定着を図ります。 市内私立保育所等の求人を一括して地域情報誌やWEB サイト等に掲載するなど保育士等のマッチングを継続して実施します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の内容

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園、認定こども園等で保育を実施する事業です。

●現状

平成5年度実績 (単位：人)

施設数	利用者数
36	1,703

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在／単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み	2,050	2,040	2,060	2,050	2,050
	確保方策	2,050	2,040	2,060	2,050	2,050
阿 東	量の見込み	10	10	10	10	10
	確保方策	10	10	10	10	10
徳 地	量の見込み	15	15	15	15	15
	確保方策	15	15	15	15	15
北東部	量の見込み	380	380	380	380	380
	確保方策	380	380	380	380	380
中央部	量の見込み	1,010	1,000	1,010	1,000	1,010
	確保方策	1,010	1,000	1,010	1,000	1,010
小 郡	量の見込み	320	320	320	320	310
	確保方策	320	320	320	320	310
川 東	量の見込み	75	75	75	75	75
	確保方策	75	75	75	75	75
川 西	量の見込み	220	220	230	230	230
	確保方策	220	220	230	230	230
市 外	量の見込み	20	20	20	20	20
	確保方策	20	20	20	20	20

【量の見込みの考え方】

- ◆2号認定子ども及び3号認定子どもの量の見込みを勘案した推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

- ◆提供体制については、利用ニーズの動向を踏まえながら、引き続き確保していきます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	私立保育園特別保育事業	保育認定を受けた子どもについて、利用時間外に保育を実施する時間外保育事業を、私立保育園、認定こども園、地域型保育事業に委託して実施します。
2	認定こども園特別保育事業	
3	地域型保育特別保育事業	
4	市立保育園管理運営業務	保育認定を受けた子どもについて、利用時間外に保育を実施する時間外保育事業を、公立保育園（所）、認定こども園で実施します。
5	へき地保育所管理運営業務	
6	市立認定こども園管理運営業務	

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

●現状

令和6年4月1日現在の実績

(単位：人)

学級数	定員	利用者数／児童数			
		低学年		高学年	
59 学級	2,822	1 年生	804/1,363	4 年生	231/1,441
		2 年生	793/1,444	5 年生	113/1,562
		3 年生	668/1,483	6 年生	54/1,506
計	2,822	2,265/4,290		398/4,509	

※放課後児童クラブ待機児童の状況(各年4月1日現在)…R4(164人)／R5(215人)／R6(236人)

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在／単位：人)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量 の 見 込 み	全体	2,770	2,832	2,825	2,802	2,801
		1 年生	790	848	749	767	771
		2 年生	754	760	820	722	744
		3 年生	635	618	629	676	600
		4 年生	369	365	372	382	417
		5 年生	156	185	188	202	214
		6 年生	66	56	67	53	55
	確保方策		3,142	3,142	3,172	3,172	3,172
	提供量の不足(①)		93	133	134	149	173
参 考 数 値	面積基準までの弾力的な受入数(②)		93	133	134	149	173
	実質的な提供量の不足(①－②)		0	0	0	0	0

見込み量算出における利用率

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生	全体
過去の平均利用率(%)	49.8	46.8	37.2	20.5	8.5	3.5	27.2
過去の平均利用伸び率(%)	0.9	1.0	1.1	0.4	0.1	0.3	0.63
計画期間中の利用見込率(%)	58.0	54.3	43.5	25.0	12.3	3.7	32.8

※過去の平均利用率及び平均利用伸び率は、令和2年度から令和6年度の4月1日実績数値(待機児童を含む)より算出

【量の見込みの考え方】

- ◆利用希望意向アンケートの結果における推計値は、減少する見込みとなっていますが、実際に利用した児童の割合は、上昇傾向にあることから、過去の平均利用率及び平均利用伸び率を基に計画期間中の利用見込率を推計することで、利用希望者数を算出しています。

【確保方策の考え方】

- ◆ 鑄銭司小学校区については、施設が老朽化し、今後も待機児童が見込まれるため、学級の移設新設を行い、令和9年4月に定員拡大と保育環境の充実を図ります。
- ◆ 面積基準まで利用者の弾力的な受入れを行います。
- ◆ 更なる公共施設や民有施設等の積極的な活用及び運営団体の確保を図ります。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	放課後児童クラブ運営事業	放課後、留守家庭児童となる小学生を対象に、適切な遊びと生活の場を提供するため、放課後児童クラブの運営を指定管理又は委託により実施します。
2	放課後児童クラブ整備事業	放課後児童クラブの待機児童解消を図るため、施設の新築・増改築等により、定員の拡大を図ります。

(3) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

●現状

令和5年度実績

(単位：人日/月)

施設区分		全域	阿東	徳地	北東部	中央部	小郡	川東	川西
保育園 設置型等	施設数	14		1	2	5	1	2	3
	利用者数	2,785		12	277	1,309	822	104	261
地域型	施設数	12	1		2	5	1	2	1
	利用者数	2,315	7		173	1,448	235	139	313
計	施設数	26	1	1	4	10	2	4	4
	利用者数	5,100	7	12	450	2,757	1,057	243	574

※利用者数は年間に利用した延べ人数を月に換算して計上

※利用者数には、保護者やイベント等開催時の参加者等を含む

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み (延べ人数/月)	5,017	4,878	4,836	4,769	4,706
	確保方策(箇所)	26	26	26	26	26
阿 東	量の見込み	21	21	20	20	19
	確保方策	1	1	1	1	1
徳 地	量の見込み	36	36	35	32	31
	確保方策	1	1	1	1	1
北東部	量の見込み	1,134	1,105	1,085	1,069	1,056
	確保方策	4	4	4	4	4
中央部	量の見込み	2,284	2,219	2,212	2,181	2,174
	確保方策	10	10	10	10	10
小 郡	量の見込み	740	708	692	675	647
	確保方策	2	2	2	2	2
川 東	量の見込み	181	179	176	174	171
	確保方策	4	4	4	4	4
川 西	量の見込み	621	610	616	618	608
	確保方策	4	4	4	4	4

※単位の「人日/月」:1カ月の延べ利用人数

【量の見込みの考え方】

◆令和5年度における年間に利用した延べ人数の実績が、対象児童数の64.83%にあたることを踏まえ、推計児童数の65%を見込み量とします。

【確保方策の考え方】

◆現状の施設 26 箇所を実施します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て中の親子、特に未就園児がいる家庭の親子の交流促進や子育てに関する相談、援助等を行います。 ・交流広場の提供 ・子育て関連情報の収集、提供 ・子育てに関する相談 ・子育て支援講座の実施 ・子育てサークル等の育成支援 ・地域の子どもと保育所児童との交流

(4) 一時預かり事業

①一時預かり事業（幼稚園型）

在園児を対象に、通常の教育時間の終了後等に一時預かりを行う事業です。

●現状

令和5年度実績

施設及び施設数	延利用者数
私立幼稚園 5 園	29,761 人
私立認定こども園 4 園	7,711 人
合 計	37,472 人

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み (人日/年)	60,700	55,400	51,700	49,500	47,200
	確保方策 (人日/年)	60,700	55,400	51,700	49,500	47,200

※単位の「人日/年」: 1年間の延べ利用者数

【量の見込みの考え方】

- ◆1号認定子ども及び2号認定子ども（幼児期の学校教育の利用希望が強い）の量の見込みを勘案した推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

- ◆全ての私立幼稚園、認定こども園（幼稚園部）における実施体制とします。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	私立幼稚園特別保育事業	私立幼稚園、認定こども園に一時預かり事業（幼稚園型）を委託して実施します。
2	認定こども園特別保育事業	
3	幼稚園教育研究団体助成事業	預かり保育を実施した施設に対して、その費用を補助します。

②一時預かり事業（幼稚園型を除く）、子育て援助活動支援事業（就学前）

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育園、認定こども園、地域子育て支援拠点等で一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

- ・ 保育園等の一時預かり
通常保育とは別に、専用スペースにおいて月 14 日以内で一時的に保育する事業で、在園児以外の児童が対象となります。
- ・ 保育園等の緊急一時預かり
緊急的な理由により、一時的に保育する事業です。
- ・ 地域子育て支援拠点施設の預かり
週 2 日、3 時間までの短時間に施設で保育する事業です。0 歳児から対象となります。

■子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

乳幼児を子育て中の保護者を会員として、乳幼児の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

●現状

令和5年度実績

（単位：人日／年）

施設	施設数	利用者数
保育園等（一時預かり）	7	5,196
保育園等（緊急一時預かり）	2	316
認可外保育施設	—	—
地域子育て支援拠点施設	1	185
ファミリーサポートセンター	1	1,460

※単位の「人日／年」：1 年間の延べ利用者数

※認可外保育施設の実施状況は未把握

※ファミリーサポートセンターは、未就学児の利用を計上

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
全 域	量の見込み（人日／年）		12,787	12,235	12,073	11,725	11,466
	確保方策 （人日／年）	一時預かり（幼稚園型を除く）	11,350	10,840	10,690	10,360	10,120
		子育て援助活動支援事業※	1,437	1,395	1,383	1,365	1,346
阿 東	量の見込み		51	41	41	36	35
	確保方策	一時預かり（幼稚園型を除く）	45	35	35	30	30
		子育て援助活動支援事業※	6	6	6	6	5
徳 地	量の見込み		85	85	85	69	69
	確保方策	一時預かり（幼稚園型を除く）	75	75	75	60	60
		子育て援助活動支援事業※	10	10	10	9	9
北東部	量の見込み		2,455	2,366	2,360	2,346	2,272
	確保方策	一時預かり（幼稚園型を除く）	2,130	2,050	2,050	2,040	1,970
		子育て援助活動支援事業※	325	316	310	306	302
中央部	量の見込み		6,354	6,035	5,933	5,724	5,672
	確保方策	一時預かり（幼稚園型を除く）	5,700	5,400	5,300	5,100	5,050
		子育て援助活動支援事業※	654	635	633	624	622
小 郡	量の見込み		2,012	1,953	1,898	1,793	1,735
	確保方策	一時預かり（幼稚園型を除く）	1,800	1,750	1,700	1,600	1,550
		子育て援助活動支援事業※	212	203	198	193	185
川 東	量の見込み		452	431	430	430	409
	確保方策	一時預かり（幼稚園型を除く）	400	380	380	380	360
		子育て援助活動支援事業※	52	51	50	50	49
川 西	量の見込み		1,378	1,324	1,326	1,327	1,274
	確保方策	一時預かり（幼稚園型を除く）	1,200	1,150	1,150	1,150	1,100
		子育て援助活動支援事業※	178	174	176	177	174

※子育て援助活動支援事業の数値は、就学前児童が対象

※単位の「人日／年」：1年間の延べ利用者数

【量の見込みの考え方】

《一時預かり（幼稚園型を除く）》

- ◆保育園等の一時預かりは、保育施設を利用していない子どもの量の見込みを勘案した推計値を見込み量としています。
- ◆保育園等の緊急一時預かりは、過去の実績を勘案して、延べ300人を見込み量としています。
- ◆地域子育て支援拠点施設の利用については、直近の利用実績185人から延べ200人を見込み量とします。

《子育て援助活動支援事業》

- ◆ファミリーサポートセンター事業は、令和5年度における年間に利用した延べ人数の実績が、対象児童数の18.6%にあたることを踏まえ、同じ利用率を基に見込み量を推計します。

【確保方策の考え方】

- ◆保育園等の一時預かりについては、現状の受入施設において対応しますが、社会情勢や利用ニーズの動向を踏まえながら、受入施設の拡充について取り組みます。
- ◆保育園等の緊急一時預かりについては、公立保育園で実施することを基本としますが、利用ニーズに応じて、私立認可保育園でも実施します。
- ◆地域子育て支援拠点施設については、現状の受入施設において対応しますが、社会情勢や利用ニーズの動向を踏まえながら、受入施設の拡充について検討します。
- ◆ファミリーサポートセンターについては、相互援助活動が円滑に実施できるよう会員の確保に取り組みます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	私立保育園特別保育事業	私立保育園、認定こども園等に一時預かり事業を委託して実施します。
2	認定こども園特別保育事業	
3	地域型保育特別保育事業	
4	市立保育園管理運営業務	公立保育園（所）において、一時預かり事業を実施します。
5	へき地保育所管理運営業務	
6	地域子育て支援拠点事業	地域子育て支援拠点施設に一時預かり事業を委託して実施します。
7	ファミリーサポートセンター運営事業	育児サービスを受けたい方と子育て支援の提供を行う方の依頼調整を行います。

(5) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児・小学生児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

- ・ショートステイ（短期入所生活援助事業）…宿泊を含む預かりを行う事業
- ・トワイライトステイ（夜間養護等事業）…概ね 22 時までの預かりを行う事業

●現状

令和5年度実績

(単位：人日／年)

事業	施設数	利用者数
ショートステイ	7 箇所	30
トワイライトステイ		41
(日中一時預かり)		(56)

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年 4 月 1 日現在)

		令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
全 域	量の見込み(人日/年)	100	100	100	100	100
	ショートステイ	50	50	50	50	50
	トワイライトステイ	50	50	50	50	50
	確保方策(箇所)	7	7	7	7	7

※単位の「人日／年」：1 年間の延べ利用者数

【量の見込みの考え方】

- 近年の実績値の推移を勘案した推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

- 現状の受入施設である児童養護施設等 6 箇所（市内 4 箇所、市外 2 箇所）及び里親で対応します。（令和 4 年度から事業の実施機関として里親を加えています。）

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	家庭児童相談事業	相談室を設置し、専門職（保健師・社会福祉士・保育士等）が子どもや家庭に関する相談に応じ、内容によって必要な支援に繋がります。

(6) 病児保育事業

病児（12歳までの児童）について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師・保育士が一時的に保育等を実施する事業です。

●現状

令和5年度実績

(単位：人日／年)

		全域	市外利用	計
病児保育	施設数	4	—	4
	利用者数	5,572	326	5,898

※利用者数は、各施設の年間に利用した延べ人数を計上

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

			令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
全 域	量の見込み(人日／年)		6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
	確保方策	(人日／年)	6,400	6,400	6,400	6,400	6,400
		(箇所)	4	4	4	4	4
北 部	量の見込み		3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
	確保方策	(人日／年)	3,700	3,700	3,700	3,700	3,700
		(箇所)	2	2	2	2	2
南 部	量の見込み		2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	確保方策	(人日／年)	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
		(箇所)	2	2	2	2	2
(市 外)	量の見込み		300	300	300	300	300
	確保方策	(人日／年)	300	300	300	300	300
		(箇所)	—	—	—	—	—

※単位の「人日／年」：1年間の延べ利用者数

【量の見込みの考え方】

◆過去の実績に基づき、市内6,100人程度、市外300人程度を見込み量とします。

【確保方策の考え方】

◆実績からも現行の4施設で必要な量を確保できると考えられることから、現状を維持しつつも、実績等状況を踏まえながら、必要に応じて受入施設数の拡大を図ります。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	病児保育事業	病気回復期に至らない乳児・幼児又は小学校に就学している児童で、家庭保育ができない場合や集団教育が困難な場合に、市内4箇所の病児保育所において、一時預かりを行います。

(7) 子育て援助活動支援事業（就学後）

■子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

小学生児童を子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との育児に係る相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

●現状

令和5年度実績

(単位：人日／年)

利用内容	全域	阿東	徳地	山口	小郡	秋穂	阿知須
放課後児童クラブ終了後や外出時の預かり等	1,216	0	0	1,031	125	18	42

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み（人日／年）	1,187	1,160	1,126	1,089	1,057
	確保方策（箇所）	1	1	1	1	1

※単位の「人日／年」：1年間の延べ利用者数

【量の見込みの考え方】

- ◆令和5年度における年間に利用した延べ人数の実績が、対象児童数の12.4%にあたることを踏まえ、令和5年度の実績を基に見込み量を推計します。

【確保方策の考え方】

- ◆市内1箇所で事業を実施します。また、入会受付等については、各総合支所においても行ないます。
- ◆相互援助活動が円滑に実施できるよう会員の確保に取り組めます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	ファミリーサポートセンター運営事業	育児サービスを受けたい方と子育て支援の提供を行う方の依頼調整を行います。

(8) 利用者支援事業

子ども及びその保護者等、又は妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な実施場所で情報収集と提供を行い、必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

●現状

令和6年4月1日時点

山口市こども家庭センター（基本型・特定型）	2箇所
やまぐち子育て福祉総合センター（特定型）	1箇所
山口市こども家庭センター（こども家庭センター型）	2箇所

●「量の見込み」及び「確保方策」

① 基本型・特定型

（各年4月1日現在）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み（箇所）	3	3	3	3	3
	確保方策（箇所）	3	3	3	3	3

② こども家庭センター型

（各年4月1日現在）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み（箇所）	2	2	2	2	2
	確保方策（箇所）	2	2	2	2	2

【量の見込みの考え方】

◆基本型・特定型

本事業は、全市的な視点を重視して3箇所とします。

◆こども家庭センター型

全市的な視点を重視して2箇所とします。

【確保方策の考え方】

◆基本型・特定型

教育・保育施設等の利用支援については、「山口市こども家庭センター」、「山口市小郡保健福祉センター」及び「やまぐち子育て福祉総合センター」において実施します。

◆こども家庭センター型

「やまぐち母子健康サポートセンター」の機能を包含する「山口市こども家庭センター」を令和5年11月に設置、南部地域の支援拠点として、小郡保健福祉センター内にも機能設置しています。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	妊娠・出産包括支援事業 (利用者支援事業「こども家庭センター型」)	こども家庭センターにおいて、保健師、助産師等が妊娠期から子育て期にわたる専門的な相談及び支援を行います。
2	子育て福祉総合センター管理運営事業 (利用者支援事業「特定型」)	教育・保育・その他の子育て支援に関する情報提供や必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。
3	児童健全育成事業 (利用者支援事業「基本型・特定型」)	子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関が円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働等を行います。

(9) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

●現状

令和5年度実績

(単位：件)

事業	健診回数	延べ受診件数
妊婦健康診査	14 回	14,707

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み（人回）	15,600	15,340	15,080	14,950	14,820
	対象者数（人）	1,200	1,180	1,160	1,150	1,140
	健診回数（回）	13	13	13	13	13
	実施場所（箇所）	25	25	25	25	25
	確保方策	医療機関との委託契約				
	検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
	実施時期	通年実施				

※健診回数は、一人当たりの健診回数として見込まれるもの

※実施場所は、県内の医療機関と委託契約、里帰り先の県外医療機関受診の場合は健康診査費用を助成

【量の見込みの考え方】

- ◆15歳から49歳までの女性の人口や妊娠届出数の推移を勘案した推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

- ◆現行体制により、提供体制を引き続き確保していきます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	妊婦健康診査事業	妊婦及び胎児の健康状態を把握するため、妊婦健康診査を14回実施し、費用は経済的負担の軽減を図るため公費負担とします。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

■乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

●現状

令和5年度実績

	件数・実施率
出生数	1,181 件
訪問対応数	1,145件
事業実施率	97.0%

※訪問者：保健師、助産師、母子保健推進員

●「量の見込み」及び「確保方策」

（各年4月1日現在）

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み（人）		1,225	1,200	1,180	1,160	1,150
	確 保 方 策	実施体制（人）	213	213	213	213	213
		実施機関	山口市				
		委託団体等	市母子保健推進協議会（183人） 保健師・助産師（30人）				

【量の見込みの考え方】

◆妊娠届出数の推移から出生数を勘案し、推計値を見込み量とします。

【確保方策の考え方】

- ◆現行体制により、提供体制を引き続き確保していきます。
- ◆乳児家庭全戸訪問事業に取り組む中で、さらなる支援が必要と判断される家庭については、要保護児童対策地域協議会の協議に基づき実施する養育支援訪問事業により、継続的な支援体制を整えます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	母子保健指導事業 （乳児家庭全戸訪問事業）	保護者の育児不安や悩みに寄り添い、子育てに関する情報提供などを行うために、保健師・助産師・母子保健推進員が4か月までの乳児の全家庭へ訪問します。また、妊産婦・乳幼児を対象とした家庭訪問を実施し、支援が必要と判断した家庭には、保健師等による伴走型支援を継続して行います。
2	母子地域活動事業 （乳児家庭全戸訪問事業）	

(11) 養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保し、児童虐待の未然防止に資する事業です。

●現状

令和5年度実績 (単位：世帯)

事業	訪問世帯数
養育支援訪問事業(専門的相談支援)	53

※延べ件数は149件

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み (訪問世帯数)		60	60	60	60	60
	確保 方策	実施体制	市家庭児童相談室(10人)				
		実施機関	山口市				

【量の見込みの考え方】

◆近年の実績値の推移を勘案した推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

◆現行体制により、提供体制を引き続き確保していきます。

◆乳児家庭全戸訪問事業と連携し支援が必要と判断される家庭については、要保護児童対策地域協議会の協議に基づき実施する養育支援訪問事業により、継続的な支援体制を整えます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	養育支援訪問事業	養育状況により支援の必要性があると思われる家庭に対し、家庭訪問等を行い、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行い、養育上の諸問題の解決、改善を図ります。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

各施設事業者が実費徴収を行うことができる費用について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業です。

- (1) 生活保護受給世帯等を対象に、特定教育・保育施設等に対して支払う日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事参加に要する費用等を補助します。
 - (2) 低所得世帯又は多子世帯を対象に、食事の提供（副食に限る）に係る実費徴収額の費用を補助します。
- ※(2)の対象施設は、特定子ども・子育て支援施設等である幼稚園に限ります。

●現状

令和5年度実績

	実人数
(1)	25
(2)	88

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
(1)	全 域	量の見込み(人)	20	20	20	20	20
		確保方策(人)	20	20	20	20	20
(2)	全 域	量の見込み(人)	195	190	185	180	175
		確保方策(人)	195	190	185	180	175

【量の見込みの考え方】

- ◆(1)については、特定教育・保育施設等を利用する子どもについて、令和6年10月1日時点の生活保護受給世帯等の割合から推計した給付対象者を量の見込みとします。
- ◆(2)については、施設型給付に移行していない幼稚園における子どもについて、令和6年10月1日時点の実績から推計した給付対象者を量の見込みとします。

【確保方策の考え方】

- ◆(1)、(2)ともに各給付対象者の保護者に対象費用の一部を補助します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	実費徴収補足給付事業	生活保護受給世帯等の子どもの日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用及び行事参加に要する費用の一部を補助し、保護者の負担軽減を図ります。
2	私立幼稚園等副食費補助事業	幼稚園に通う低所得世帯、又は第3子以降の子どもの副食費を補助し、保護者の負担軽減を図ります。

(13) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

0歳6か月から満3歳未満で保育施設に通っていない子どもを対象に、保護者の就労要件を問わず月一定時間まで保育施設等で預かり、必要な支援を行う事業です。

●現状

実施していません。

●「量の見込み」及び「確保方策」

（各年4月1日現在／単位：人）

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み	77	77	77	76	75
	確保方策	35	77	77	77	77
阿 東	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
徳 地	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保方策	1	1	1	1	1
北東部	量の見込み	14	14	14	14	14
	確保方策	5	14	14	14	14
中央部	量の見込み	38	38	38	37	37
	確保方策	17	38	38	38	38
小 郡	量の見込み	12	12	12	12	11
	確保方策	6	12	12	12	12
川 東	量の見込み	3	3	3	3	3
	確保方策	1	3	3	3	3
川 西	量の見込み	8	8	8	8	8
	確保方策	4	8	8	8	8

※単位の「人／日」：1日の定員数

【量の見込みの考え方】

◆対象年齢における未就園児数から推計した定員数を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

◆必要定員数に応じた受入体制を確保し、利用ニーズの動向を踏まえながら、受入施設の拡充について検討します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	私立保育園特別保育事業	認可保育園、認定こども園、地域型保育事業等において乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）を実施します。
2	認定こども園特別保育事業	
3	地域型保育特別保育事業	
4	市立保育園管理運営業務	
5	へき地保育所管理運営業務	
6	市立認定こども園管理運営業務	

(14) 子育て世帯訪問事業

訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

●新規事業

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
全 域	量の見込み（人日／年）	350	350	350	350	350
	確保方策（人日／年）	350	350	350	350	350

※単位の「人日／年」：1年間の延べ利用者数

【量の見込みの考え方】

◆要保護・要支援家庭数の20%が利用することを見込み、平均利用日数等を勘案して見込み量を推計します。

【確保方策の考え方】

◆市内事業所やNPO法人等に委託して事業を実施します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	養育支援訪問事業	養育状況により支援の必要性があると思われる家庭に対し、家庭訪問等を行い、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行い、養育上の諸問題の解決、改善を図ります。

(15) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、児童及び家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

●新規事業

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
全 域	量の見込み(人)	15	15	20	20	20
	確保方策(箇所)	1	1	2	2	2

【量の見込みの考え方】

◆要保護・要支援児童数の20%から30%の利用を想定し、見込み量を推計します。

【確保方策の考え方】

◆令和7年度及び令和8年は市内1箇所、令和9年度以降は市内2箇所で事業を実施します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	児童虐待対策事業 (児童育成支援拠点事業)	課題を抱える児童に安全・安心な居場所を提供し、次の事業を実施します。 - 生活習慣の形成(片付けや手洗い、うがい等の健康管理の習慣づけ、等) - 学習の支援(宿題の見守り、学校の授業や進学のためのサポート、等) - 食事の提供 - 課外活動の提供(調理実習、農業体験、年中行事の体験や学校訪問等) - 学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携及び関係構築 - 保護者への情報提供、相談支援 - 送迎支援(地域の実情に応じて実施)

(16) 親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

- ・子育て世帯相談支援事業
- ・BPプログラム

●現状

令和5年度実績 (単位：人日／年)

利用内容	利用者数
BP1、BP2プログラム	521

※単位の「人日／年」：1年間の延べ利用者数

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

			令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み (人／年)		60	60	60	60	60
	確保方策	(人／年)	60	60	60	60	60
		(箇所)	6	6	6	6	6

【量の見込みの考え方】

◆近年の実績値や提供体制を勘案した推計値を量の見込み量としています。

【確保方策の考え方】

◆市直営2箇所及び市内委託4箇所で事業を実施します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	児童虐待対策事業 (子育て世帯相談支援事業)	子育て世帯の抱える複雑かつ多様化する相談支援ニーズに対して、地域の支援機関を活用し、相談支援体制の充実を図ります。
2	妊娠・出産包括支援事業 (BPプログラム)	親子の絆づくり、仲間づくりをしながら、子育てについて一緒に学ぶ講座を実施します。

(17) 妊婦等包括相談支援事業

妊娠期から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信等を行うとともに、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施する事業です。

●現状

令和5年度実績 (単位：回／年)	
	面談回数
伴走型相談支援	2,172

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み（回／年）	2,450	2,400	2,360	2,320	2,300
	確保方策（回／年）	2,450	2,400	2,360	2,320	2,300

【量の見込みの考え方】

- ◆妊娠届出数の推移を勘案した推計値もとに1組当たりの面談回数を2～3回とした推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

- ◆こども家庭センターにおいて、母子保健法に基づく事業の実施機会に合わせて事業を実施します。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	妊娠・出産包括支援事業 (妊婦等包括相談支援事業)	妊婦・その配偶者等に対して、面談の実施により必要な情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行います。

(18) 産後ケア事業

産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行うため、退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施する事業です。

●現状

令和5年度実績	(単位：人日／年)
	利用者数
産後ケア(母乳支援型・日帰り型・訪問型・宿泊型)	477

●「量の見込み」及び「確保方策」

(各年4月1日現在)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
全 域	量の見込み(人日／年)	735	740	745	750	755
	確保方策(人日／年)	735	740	745	750	755

【量の見込みの考え方】

- ◆産婦数の30%から40%、平均利用日数を2日と想定した推計値を見込み量としています。

【確保方策の考え方】

- ◆産科医療機関、助産師会等に委託し実施する提供体制を引き続き確保していきます。

●取組内容

確保方策の具体的な取組として、下記の事務事業を実施します。

No	事務事業	事業内容
1	妊娠・出産包括支援事業 (産後ケア事業)	退院直後から産後1年までの間に、産科医療機関及び助産所等において、心身のケアや育児のサポート等を行います。費用は経済的負担の軽減を図るため公費負担とします。

